

令和3年

老岐市議会定例会6月会議議案

(令和3年6月7日提出分)

令和3年壱岐市議会定例会6月会議議案

- 報告第 2 号 壱岐市税条例等の一部改正に係る専決処分の報告について
- 報告第 3 号 令和2年度壱岐市一般会計補正予算（第14号）の専決処分の報告について
- 報告第 4 号 令和2年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分の報告について
- 報告第 5 号 令和2年度壱岐市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について
- 報告第 6 号 令和2年度壱岐市介護保険事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について
- 報告第 7 号 令和2年度壱岐市下水道事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について
- 報告第 8 号 令和2年度壱岐市水道事業会計予算の繰越計算書の報告について
- 議案第 33号 壱岐市監査委員条例の一部改正について
- 議案第 34号 壱岐市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について
- 議案第 35号 壱岐市手数料条例の一部改正について
- 議案第 36号 壱岐市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 議案第 37号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画（変更）の策定について
- 議案第 38号 令和3年度壱岐市一般会計補正予算（第2号）
- 議案第 39号 令和3年度壱岐市水道事業会計補正予算（第1号）

報告第2号

壱岐市税条例等の一部改正に係る専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項及び壱岐市議会基本条例第12条第1項第5号の規定により別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項及び壱岐市議会基本条例第12条第2項の規定により報告する。

令和3年6月7日提出

壱岐市長 白川博一

専決第1号

専決処分書

地方税法等の一部改正に伴い、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり壱岐市税条例等の一部改正について専決処分する。

令和3年3月31日専決

壱岐市長 白川博一

壱岐市税条例等の一部を改正する条例

(壱岐市税条例の一部改正)

第1条 壱岐市税条例(平成16年壱岐市条例第48号)の一部を次のように改正する。

第36条の3の2第4項中「所得税法第198条第2項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改め、「次条第4項」の次に「及び第53条の9第3項」を加える。

第36条の3の3第4項中「所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改める。

第53条の8第1項第1号中「次条第2項及び」の次に「第3項並びに」を加える。

第53条の9に次の2項を加える。

- 3 第1項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に經由すべき退職手当等の支払をする者が令第48条の18において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払をする者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。
- 4 前項の規定の適用がある場合における第2項の規定の適用については、同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、「支払をする者に受理されたとき」とあるのは「支払をする者が提供を受けたとき」と、「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とす

る。

第81条の4第1号及び第2号中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第26項」を「附則第15条第23項」に改め、同条第4項中「附則第15条第27項第1号」を「附則第15条第24項第1号」に改め、同条第5項中「附則第15条第27項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に改め、同条第6項中「附則第15条第27項第3号」を「附則第15条第24項第3号」に改め、同条第7項中「附則第15条第28項第1号」を「附則第15条第25項第1号」に改め、同条第8項中「附則第15条第28項第2号」を「附則第15条第25項第2号」に改め、同条第9項中「附則第15条第30項第1号イ」を「附則第15条第27項第1号イ」に改め、同条第10項中「附則第15条第30項第1号ロ」を「附則第15条第27項第1号ロ」に改め、同条第11項中「附則第15条第30項第1号ハ」を「附則第15条第27項第1号ハ」に改め、同条第12項中「附則第15条第30項第1号ニ」を「附則第15条第27項第1号ニ」に改め、同条第13項中「附則第15条第30項第2号イ」を「附則第15条第27項第2号イ」に改め、同条第14項中「附則第15条第30項第2号ロ」を「附則第15条第27項第2号ロ」に改め、同条第15項中「附則第15条第30項第2号ハ」を「附則第15条第27項第2号ハ」に改め、同条第16項中「附則第15条第30項第3号イ」を「附則第15条第27項第3号イ」に改め、同条第17項中「附則第15条第30項第3号ロ」を「附則第15条第27項第3号ロ」に改め、同条第18項中「附則第15条第30項第3号ハ」を「附則第15条第27項第3号ハ」に改め、同条第19項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第30項」に改め、同条第20項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改め、同条第21項中「附則第15条第

39項」を「附則第15条第35項」に改め、同条第22項を削り、同条第23項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第42項」に改め、同項を同条第22項とし、同条中第24項を第23項とする。

附則第10条の4を削る。

附則第11条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第11条の2の見出し中「令和元年度又は令和2年度」を「令和4年度又は令和5年度」に改め、同条第1項中「令和元年度分又は令和2年度分」を「令和4年度分又は令和5年度分」に改め、同条第2項中「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」を「令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地」に、「令和2年度分」を「令和5年度分」に改める。

附則第12条の前の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を加え、同条第2項及び第3項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第13条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「定める率を乗じて得た額」の次に「。以下この条において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の次に「(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を加える。

附則第15条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第2項中「令和3年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附則第15条の2中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加え、「令和3年3月31日」を「令和3年12月31日」に改める。

附則第15条の2の2第2項中「同条第2項」の次に「又は第3項」を、「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。

附則第16条第1項中「第5項」を「第8項」に改め、同条第2項中「、当該軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第3項中「この項及び次項」を「この条」に改め、「、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第4項中「、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条に次の3項を加える。

6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動

車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- 8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第16条の2第1項中「第5項」を「第8項」に改める。

附則第22条第2項中「令和3年度」を「令和8年度」に改める。

附則第26条に次の1項を加える。

- 2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。

（壱岐市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 壱岐市税条例の一部を改正する条例（令和2年壱岐市条例第19号）の

一部を次のように改正する。

第2条のうち、壱岐市税条例第48条第10項の改正規定中「第321条の8第52項」を「第321条の8第60項」に、「同条第52項」を「同条第60項」に改め、同条第16項の改正規定中「第321条の8第61項」を「第321条の8第69項」に改め、同条例第50条第4項の改正規定中「又は第31項」に」の次に「、「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に」を加え、同条例第52条の改正規定中「第52条第4項」を「第52条第3項中「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に改め、同条第4項」に改め、同条例附則第3条の2第2項の改正規定の次に次のように加える。

附則第4条第1項中「及び第4項」及び「又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限」を削り、同条第2項中「又は法第321条の8第4項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間」を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の壱岐市税条例（以下「新条例」という。）第36条の3の2第4項の規定は、この条例の施行の日（以下この条及び附則第4条第1項において「施行日」という。）以後に行う第36条の3の2第4項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った第1条の規定による改正前の壱岐市税条例（次項において「旧条例」という。）第36条の3の2第4

項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

- 2 新条例第36条の3の3第4項の規定は、施行日以後に行う新条例第36条の3の2第4項に規定する電磁的方法による新条例第36条の3の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った旧条例第36条の3の2第4項に規定する電磁的方法による旧条例第36条の3の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 生産性向上特別措置法(平成30年法律第25号)の施行の日から令和3年3月31日までの期間(以下この項において「適用期間」という。)内に旧法附則第15条第41項に規定する中小事業者等(以下この項において「中小事業者等」という。)が取得(同条第41項に規定する取得をいう。以下この項において同じ。)をした同条第41項に規定する機械装置等(以下この項において「機械装置等」という。)(中小事業者等が、同条第41項に規定するリース取引(以下この項において「リース取引」という。)に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条第41項に規定する先端設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。)に対し課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後

に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

報告第3号

令和2年度壱岐市一般会計補正予算（第14号）の専決処分の報告について

令和2年度壱岐市一般会計補正予算（第14号）について地方自治法第180条第1項並びに壱岐市議会基本条例第12条第1項第3号及び第4号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項及び壱岐市議会基本条例第12条第2項の規定により報告する。

令和3年6月7日提出

壱岐市長 白川博一

令和2年度

一般会計補正予算書

(第14号)

老岐市

専決第2号

専決処分書

地方自治法第180条第1項並びに壱岐市議会基本条例第12条第1項第3号及び第4号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年度壱岐市一般会計補正予算（第14号）

令和2年度壱岐市の一般会計補正予算（第14号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ89,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28,209,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和3年3月31日専決

壱岐市長 白川博一

第1表歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 地方譲与税		274,638	13,994	288,632
	1 地方揮発油譲与税	74,000	△1,859	72,141
	2 自動車重量譲与税	194,000	15,890	209,890
	3 航空機燃料譲与税	200	△113	87
	4 森林環境譲与税	6,438	76	6,514
3 利子割交付金		1,100	200	1,300
	1 利子割交付金	1,100	200	1,300
4 配当割交付金		2,900	1,752	4,652
	1 配当割交付金	2,900	1,752	4,652
5 株式等譲渡所得割 交付金		500	5,454	5,954
	1 株式等譲渡所得割 交付金	500	5,454	5,954
6 地方消費税交付金		460,000	110,449	570,449
	1 地方消費税交付金	460,000	110,449	570,449
7 ゴルフ場利用税 交付金		1,900	230	2,130
	1 ゴルフ場利用税 交付金	1,900	230	2,130
8 環境性能割交付金		11,700	4,524	16,224
	1 環境性能割交付金	11,700	4,524	16,224
9 地方特例交付金		3,800	12,766	16,566
	1 地方特例交付金	3,800	12,766	16,566
10 地方交付税		9,539,493	396,450	9,935,943
	1 地方交付税	9,539,493	396,450	9,935,943
17 寄附金		400,001	△90,300	309,701
	1 寄附金	400,001	△90,300	309,701
18 繰入金		2,048,390	△473,893	1,574,497
	1 基金繰入金	2,048,390	△473,893	1,574,497
21 市債		2,396,127	△72,325	2,323,802
	1 市債	2,396,127	△72,325	2,323,802
22 法人事業税交付金		5,461	1,699	7,160
	1 法人事業税交付金	5,461	1,699	7,160
歳入合計		28,298,000	△89,000	28,209,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		8,382,023	40,300	8,422,323
	1 総務管理費	8,064,427	40,300	8,104,727
3 民 生 費		6,071,203	△11,800	6,059,403
	1 社会福祉費	3,347,696	△5,100	3,342,596
	2 児童福祉費	1,862,440	△6,700	1,855,740
4 衛 生 費		2,385,966	△24,000	2,361,966
	1 保健衛生費	1,442,390	△20,400	1,421,990
	2 清 掃 費	943,576	△3,600	939,976
5 農 林 水 産 業 費		2,543,189	△64,200	2,478,989
	1 農 業 費	1,236,349	△29,600	1,206,749
	2 林 業 費	43,455	△1,624	41,831
	3 水 産 業 費	1,263,385	△32,976	1,230,409
6 商 工 費		711,822	△5,100	706,722
	1 商 工 費	711,822	△5,100	706,722
7 土 木 費		1,801,071	△3,400	1,797,671
	2 道路橋りょう費	967,027	△700	966,327
	3 河 川 費	21,045	△100	20,945
	4 港 湾 費	101,718	0	101,718
	5 都市計画費	29,675	0	29,675
	6 下 水 道 費	124,812	0	124,812
	7 住 宅 費	428,937	△2,600	426,337
8 消 防 費		876,406	△7,300	869,106
	1 消 防 費	876,406	△7,300	869,106
9 教 育 費		2,011,320	△11,900	1,999,420
	1 教育総務費	246,904	1,000	247,904
	2 小 学 校 費	469,495	△3,500	465,995
	3 中 学 校 費	235,274	△800	234,474
	5 社会教育費	531,384	△8,100	523,284
	6 保健体育費	117,638	△500	117,138
10 災 害 復 旧 費		499,409	△1,600	497,809
	2 公共土木施設災害復旧費	150,455	△1,600	148,855
歳 出 合 計		28,298,000	△89,000	28,209,000

第2表 地方債補正

1. 変更

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
辺地対策事業債	251,300	証書借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金、融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借替えを行うことができる。	242,100	証書借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金、融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借替えを行うことができる。
過疎対策事業債	1,095,800	証書借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金、融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借替えを行うことができる。	932,400	証書借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金、融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借替えを行うことができる。
民生債	16,100	証書借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金、融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借替えを行うことができる。	14,600	証書借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金、融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借替えを行うことができる。

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
土 木 債	402,400	証書借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金、融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借替えを行うことができる。	244,500	証書借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金、融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借替えを行うことができる。
消 防 債	62,700	証書借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金、融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借替えを行うことができる。	43,900	証書借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金、融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借替えを行うことができる。
教 育 債	76,000	証書借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金、融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借替えを行うことができる。	10,100	証書借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金、融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借替えを行うことができる。

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
災害復旧事業債	179,200	証書借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金、融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借替えを行うことができる。	168,900	証書借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金、融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借替えを行うことができる。
農 林 水 産 債	12,200	証書借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金、融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借替えを行うことができる。	11,500	証書借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金、融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借替えを行うことができる。
減 収 補 填 債	80,949	証書借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金、融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借替えを行うことができる。	35,024	証書借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金、融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借替えを行うことができる。

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
2 地方譲与税	274,638	13,994	288,632
3 利子割交付金	1,100	200	1,300
4 配当割交付金	2,900	1,752	4,652
5 株式等譲渡所得割 交付金	500	5,454	5,954
6 地方消費税交付金	460,000	110,449	570,449
7 ゴルフ場利用税 交付金	1,900	230	2,130
8 環境性能割交付金	11,700	4,524	16,224
9 地方特例交付金	3,800	12,766	16,566
10 地方交付税	9,539,493	396,450	9,935,943
17 寄附金	400,001	△90,300	309,701
18 繰入金	2,048,390	△473,893	1,574,497
21 市債	2,396,127	△72,325	2,323,802
22 法人事業税交付金	5,461	1,699	7,160
歳入合計	28,298,000	△89,000	28,209,000

歳 出

款	補正前の額	補正額	計
2 総務費	8,382,023	40,300	8,422,323
3 民生費	6,071,203	△11,800	6,059,403
4 衛生費	2,385,966	△24,000	2,361,966
5 農林水産業費	2,543,189	△64,200	2,478,989
6 商工費	711,822	△5,100	706,722
7 土木費	1,801,071	△3,400	1,797,671
8 消防費	876,406	△7,300	869,106
9 教育費	2,011,320	△11,900	1,999,420
10 災害復旧費	499,409	△1,600	497,809
歳出合計	28,298,000	△89,000	28,209,000

(単位：千円)

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
	△610	△225,728	266,638
	△1,751	△5,961	△4,088
	△10,155	△74,530	60,685
	200	△42,918	△21,482
		△5,326	226
	△19,771	△208,140	224,511
	△6,300		△1,000
	10,187	△1,590	△20,497
	1,800		△3,400
	△26,400	△564,193	501,593

2 歳 入

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	
2		地方譲与税	274,638	13,994	288,632
	1	地方揮発油譲与税	74,000	△1,859	72,141
		1 地方揮発油譲与税	74,000	△1,859	72,141
	2	自動車重量譲与税	194,000	15,890	209,890
		1 自動車重量譲与税	194,000	15,890	209,890
	3	航空機燃料譲与税	200	△113	87
		1 航空機燃料譲与税	200	△113	87
	4	森林環境譲与税	6,438	76	6,514
1 森林環境譲与税		6,438	76	6,514	
3		利子割交付金	1,100	200	1,300
	1	利子割交付金	1,100	200	1,300
		1 利子割交付金	1,100	200	1,300
4		配当割交付金	2,900	1,752	4,652
	1	配当割交付金	2,900	1,752	4,652
		1 配当割交付金	2,900	1,752	4,652
5		株式等譲渡所得割交付金	500	5,454	5,954
	1	株式等譲渡所得割交付金	500	5,454	5,954
		1 株式等譲渡所得割交付金	500	5,454	5,954
6		地方消費税交付金	460,000	110,449	570,449
	1	地方消費税交付金	460,000	110,449	570,449
		1 地方消費税交付金	460,000	110,449	570,449
7		ゴルフ場利用税交付金	1,900	230	2,130
	1	ゴルフ場利用税交付金	1,900	230	2,130

2 地方譲与税
(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 地方揮発油譲与税	△1,859	地方揮発油譲与税	△1,859
1 自動車重量譲与税	15,890	自動車重量譲与税	15,890
1 航空機燃料譲与税	△113	航空機燃料譲与税	△113
1 森林環境譲与税	76	森林環境譲与税	76
1 利子割交付金	200	利子割交付金	200
1 配当割交付金	1,752	配当割交付金	1,752
1 株式等譲渡所得割交付金	5,454	株式等譲渡所得割交付金	5,454
1 地方消費税交付金	110,449	地方消費税交付金 地方消費税交付金（社会保障財源化分）	7,224 103,225

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
	1 ゴルフ場利用税交付金	1,900	230	2,130
8	環境性能割交付金	11,700	4,524	16,224
	1 環境性能割交付金	11,700	4,524	16,224
	1 環境性能割交付金	11,700	4,524	16,224
9	地方特例交付金	3,800	12,766	16,566
	1 地方特例交付金	3,800	12,766	16,566
	1 地方特例交付金	3,800	12,766	16,566
10	地方交付税	9,539,493	396,450	9,935,943
	1 地方交付税	9,539,493	396,450	9,935,943
	1 地方交付税	9,539,493	396,450	9,935,943
17	寄附金	400,001	△90,300	309,701
	1 寄附金	400,001	△90,300	309,701
	2 指定寄附金	400,000	△90,300	309,700
18	繰入金	2,048,390	△473,893	1,574,497
	1 基金繰入金	2,048,390	△473,893	1,574,497
	1 基金繰入金	2,048,390	△473,893	1,574,497
21	市債	2,396,127	△72,325	2,323,802
	1 市債	2,396,127	△72,325	2,323,802
	1 辺地対策事業債	244,700	△2,600	242,100

7 ゴルフ場利用税交付金
(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 ゴルフ場利用税交付金	230	ゴルフ場利用税交付金	230
1 環境性能割交付金	4,524	環境性能割交付金 自動車取得税交付金	4,518 6
1 地方特例交付金	12,766	地方特例交付金	12,766
1 地方交付税	396,450	普通交付税 特別交付税	60,168 336,282
1 指定寄附金	△90,300	ふるさと応援寄附金 教育振興指定寄附金	△91,300 1,000
1 基金繰入金	△473,893	地域福祉基金 老人福祉施設整備基金 栽培漁業振興基金繰入金 原の辻遺跡保存整備基金 合併振興基金 ふるさと応援基金 過疎地域自立促進特別事業基金	△900 100 △6,080 △500 △319,870 △97,848 △48,795
1 辺地対策事業債	△2,600	辺地対策事業	△2,600

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
	2 過疎対策事業債	1,210,000	△17,700	1,192,300
	4 民生債	16,100	△1,500	14,600
	6 土木債	246,100	△1,600	244,500
	7 消防債	46,400	△2,500	43,900
	8 教育債	10,000	100	10,100
	9 災害復旧事業債	168,800	100	168,900
	11 農林水産債	12,200	△700	11,500
	12 減収補填債	80,949	△45,925	35,024

22	法人事業税交付金	5,461	1,699	7,160
	1 法人事業税交付金	5,461	1,699	7,160
	1 法人事業税交付金	5,461	1,699	7,160

節		説明	
区分	金額		
1 過疎対策事業債	△17,700	過疎対策事業	△17,700
1 緊急防災・減災事業債	△1,500	緊急防災・減災事業債	△1,500
1 自然災害防止事業債	△900	緊急自然災害防止事業	△900
2 公営住宅建設事業債	△700	公営住宅建設事業	△700
1 緊急防災・減災事業債	△1,100	緊急防災・減災事業	△1,100
2 防災対策事業債	△1,400	防災基盤整備事業	△1,400
1 緊急防災・減災事業債	100	緊急防災・減災事業	100
1 単独災害復旧事業債	△1,000	公共土木施設等災害復旧事業 (現年災単独) 公共土木施設等災害復旧事業 (過年災単独)	300 △1,300
2 補助災害復旧事業債	1,100	公共土木施設等災害復旧事業 (現年災補助)	1,100
1 緊急自然災害防止対策事業債	△700	緊急自然災害防止対策事業	△700
1 減収補填債	△45,925	減収補填債	△45,925
1 法人事業税交付金	1,699	法人事業税交付金	1,699

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 総務費	8,382,023	40,300	8,422,323		△610	△225,728	266,638
1 総務管理費	8,064,427	40,300	8,104,727		△610	△225,728	266,638
1 一般管理費	1,031,674	△19,000	1,012,674			△19,900	900
3 財政管理費	271,645	250,000	521,645				250,000
5 財産管理費	141,580	△1,100	140,480		382	△1,200	△282
6 企画費	1,227,873	△176,000	1,051,873			△180,828	4,828
7 情報管理費	315,047	△13,600	301,447		△962	△23,800	11,162

2 総務費
(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
10 需用費	△200	修繕料 施設修繕料（その他） △200
18 負担金、補助及び交付金	△18,800	運営費補助金 自治公民館運営費 △1,000 行政協力事務交付金 △4,700 事業費補助金 壱岐市コミュニティ施設改修等補助金 △6,400 安全・安心のまちづくり交付金 △5,200 まちづくり協議会交付金 △1,500
24 積立金	250,000	元金積立金 財政調整基金積立金 250,000
12 委託料	△600	一般業務委託料 市有地雑草木伐採 △200 除却業務委託料 解体工事設計業務 △400
14 工事請負費	△500	建設工事費（事業用資産） 災害復旧工事 更新整備工事
7 報償費	△42,800	賞賜金（品） 賞賜品代 △42,800
11 役務費	△13,400	通信運搬費 運搬料 △13,400
18 負担金、補助及び交付金	△28,500	事業費補助金 定住奨励事業 △28,500
24 積立金	△91,300	元金積立金 ふるさと応援基金積立金 △91,300
10 需用費	△7,600	修繕料 物品修繕料 △6,800 施設修繕料（災害復旧） △800
12 委託料	△900	一般業務委託料 光ケーブル保守業務 △900
13 使用料及び賃借料	△3,200	使用料 電柱等使用料 △800 賃借料 OA機器借上料 △200 土地借上料 △2,200

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
14 新型コロナ ウイルス感 染症対応事 業費	4,347,552	0	4,347,552		△30		30

3	民生費	6,071,203	△11,800	6,059,403		△1,751	△5,961	△4,088
	1 社会福祉費	3,347,696	△5,100	3,342,596		△1,877	△3,117	△106
	1 社会福祉総 務費	1,233,383	△200	1,233,183			△340	140
	2 社会福祉施 設費	155,795	△1,500	154,295		△1,877	△200	577
	3 老人福祉費	122,396	△2,000	120,396			△2,177	177
	5 介護保険事 業費	625,461	△500	624,961			△500	
	6 老人福祉施 設費	317,521	△900	316,621			100	△1,000
	2 児童福祉費	1,862,440	△6,700	1,855,740		126	△2,844	△3,982
	1 児童福祉総 務費	251,874	△3,700	248,174			△2,144	△1,556

2 総務費
(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
14 工事請負費	△1,900	建設工事費（事業用資産） 更新整備工事
		（財源調整）

12 委託料	△200	一般業務委託料 配食サービス事業	△200
12 委託料	△600	建設業務委託料（事業用資産） 設計監理業務 監理業務	△200 △400
14 工事請負費	△800	建設工事費（事業用資産） 改修工事 更新整備工事 災害復旧工事	
17 備品購入費	△100	重要備品購入費 公用車購入費	
11 役務費	△600	通信運搬費 運賃	△600
12 委託料	△1,400	一般業務委託料 外出支援サービス事業	△1,400
18 負担金、補助及び交付金	△500	運営費補助金 介護人材確保対策事業 地域包括ケア人材確保支援事業	△300 △200
10 需用費	△500	修繕料 施設修繕料（その他）	△500
17 備品購入費	△400	重要備品購入費 庁用器具費	
12 委託料	△100	一般業務委託料 子育て支援事業	△100
19 扶助費	△3,600	扶助費 乳幼児・母子・寡婦福祉医療費	△3,600

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源			一般財源	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		
4 保育所費	699,977	△1,200	698,777		1,400	△700	△1,900	
5 児童福祉施設費	14,458	△1,800	12,658		△1,274		△526	

4	衛生費	2,385,966	△24,000	2,361,966		△10,155	△74,530	60,685
1	保健衛生費	1,442,390	△20,400	1,421,990		△10,155	△7,530	△2,715
	1 保健衛生総務費	561,070	△6,300	554,770		129	△7,330	901
	2 予防費	95,063	△600	94,463			△200	△400
	3 環境衛生費	219,912	△13,500	206,412		△10,284		△3,216
2	清掃費	943,576	△3,600	939,976			△67,000	63,400
	2 塵芥処理費	594,350	△3,600	590,750			△67,000	63,400

5	農林水産業費	2,543,189	△64,200	2,478,989		200	△42,918	△21,482
1	農業費	1,236,349	△29,600	1,206,749		△3,900	△8,333	△17,367
	3 農業振興費	213,694	△10,100	203,594			1,867	△11,967
	4 畜産業費	367,604	△19,500	348,104		△3,900	△10,200	△5,400

3 民生費
(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
12 委託料	△1,200	建設業務委託料（事業用資産） 設計業務 △100 監理業務 △1,100
14 工事請負費	△1,800	建設工事費（事業用資産） 災害復旧工事

12 委託料	△5,900	一般業務委託料 母子保健検診 △500 ガン検診 △5,400
18 負担金、補助及び交付金	△400	事業費補助金 特定不妊治療費助成金 △400
12 委託料	△600	一般業務委託料 予防接種（任意接種分） △600
14 工事請負費	△13,500	建設工事費（事業用資産） 災害復旧工事 除却工事 解体工事
14 工事請負費	△3,600	建設工事費（事業用資産） 改修工事

18 負担金、補助及び交付金	△10,100	事業費補助金 地産地消推進対策事業 △200 園芸ブランド力強化対策事業 △500 農地流動化奨励 △700 強い農業・担い手づくり総合支援交付金事業 △8,700
12 委託料	△1,000	建設業務委託料（事業用資産） 設計業務 △1,000
14 工事請負費	△1,100	建設工事費（事業用資産） 新規整備工事
18 負担金、補助	△17,400	事業費補助金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源			一般財源	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		
2	林業費	43,455	△1,624	41,831		200		△1,824
	2 林業振興費	42,429	△1,624	40,805		200		△1,824
3	水産業費	1,263,385	△32,976	1,230,409		3,900	△34,585	△2,291
	1 水産業総務費	159,528	△4,606	154,922			△6,080	1,474
	2 水産業振興費	467,304	△28,370	438,934			△28,505	135
	4 漁港漁場整備費	493,397	0	493,397		3,900		△3,900

6	商工費	711,822	△5,100	706,722			△5,326	226
	1 商工費	711,822	△5,100	706,722			△5,326	226
	2 商工振興費	213,136	△800	212,336			△830	30
	4 観光費	347,854	△4,300	343,554			△4,496	196

7	土木費	1,801,071	△3,400	1,797,671		△19,771	△208,140	224,511
---	-----	-----------	--------	-----------	--	---------	----------	---------

5 農林水産業費
(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
及び交付金		地域肉用牛振興対策事業補助金 地域肉用牛緊急増頭対策事業 地域肉用牛活性化プロジェクト推進事業 家畜導入事業費	△3,000 △200 △100 △14,100
14 工事請負費	△1,700	建設工事費（事業用資産） 災害復旧工事	
24 積立金	76	元金積立金 森林環境譲与税積立金	76
8 旅費	△80	費用弁償	△80
10 需用費	△4,526	燃料費 光熱水費 修繕料 物品修繕料 飼料費	△850 △1,132 △40 △2,504
18 負担金、補助及び交付金	△28,370	事業費補助金 漁場監視活動事業 漁業用燃油対策事業 漁業経営継続対策事業	△370 △27,400 △600
		(財源調整)	

18 負担金、補助及び交付金	△800	事業費補助金 ふるさと就職支援事業	△800
12 委託料	△200	建設業務委託料（事業用資産） 設計監理業務	△200
18 負担金、補助及び交付金	△4,100	事業費補助金 島外スポーツ団体誘致事業 壱岐行き教育旅行推進事業 イベント振興事業	△1,700 △2,300 △100

--	--	--	--

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源			一般財源	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		
2	道路橋りょう費	967,027	△700	966,327		△16,300	△190,220	205,820
	1 道路橋りょう総務費	13,715	0	13,715		△11,076		11,076
	2 道路橋りょう維持費	235,750	△600	235,150		10,700	△81,920	70,620
	3 道路橋りょう新設改良費	717,562	△100	717,462		△15,924	△108,300	124,124
3	河川費	21,045	△100	20,945		△900	△120	920
	1 河川総務費	16,245	△100	16,145			△120	20
	2 急傾斜地崩壊対策費	4,800	0	4,800		△900		900
4	港湾費	101,718	0	101,718		△900	△17,800	18,700
	1 港湾管理費	101,718	0	101,718		△900	△17,800	18,700
5	都市計画費	29,675	0	29,675		△71		71
	2 公園費	19,475	0	19,475		△71		71
6	下水道費	124,812	0	124,812		△900		900
	1 公共下水道費	124,812	0	124,812		△900		900
7	住宅費	428,937	△2,600	426,337		△700		△1,900
	2 住宅建設費	347,797	△2,600	345,197		△700		△1,900

8	消防費	876,406	△7,300	869,106		△6,300		△1,000
	1 消防費	876,406	△7,300	869,106		△6,300		△1,000
	1 常備消防費	616,756	△1,600	615,156		△1,200		△400
	3 消防施設費	94,375	△3,700	90,675		△2,800		△900

7 土木費
(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
		(財源調整)
14 工事請負費	△600	維持補修工事費 維持補修工事（道路橋りょう）
21 補償、補填 及び賠償金	△100	補償費（インフラ資産） 水道管布設替補償費 △100
10 需用費	△100	修繕料 施設修繕料（その他） △100
		(財源調整)
		(財源調整)
		(財源調整)
		(財源調整)
12 委託料	△2,600	建設業務委託料（事業用資産） 設計業務 △100 監理業務 △2,500

17 備品購入費	△1,600	重要備品購入費 公用車購入費
14 工事請負費	△3,400	建設工事費（事業用資産） 新規整備工事

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
4 防災費	31,694	△1,100	30,594		△1,400		300
5 災害対策費	38,853	△900	37,953		△900		

9	教育費	2,011,320	△11,900	1,999,420		10,187	△1,590	△20,497
1	教育総務費	246,904	1,000	247,904			1,000	
	2 事務局費	196,985	1,000	197,985			1,000	
2	小学校費	469,495	△3,500	465,995		9,327		△12,827
	1 学校管理費	371,768	△3,500	368,268		9,327		△12,827
3	中学校費	235,274	△800	234,474			△700	△100
	2 教育振興費	58,925	△800	58,125			△700	△100
5	社会教育費	531,384	△8,100	523,284		260	△1,890	△6,470
	2 青少年育成費	7,103	△700	6,403			△870	170
	4 公民館費	190,035	0	190,035		200		△200
	6 文化財保護費	212,468	△7,400	205,068		60	△1,020	△6,440

8 消防費
(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
16 公有財産 購入費	△300	土地購入費 土地購入費（事業用資産） △300
14 工事請負費	△1,100	建設工事費（事業用資産） 改修工事
12 委託料	△900	一般業務委託料 避難所誘導標識作成設置業務 △900

24 積立金	1,000	元金積立金 教育振興基金積立金 1,000
10 需用費	△200	修繕料 施設修繕料（災害復旧） △200
12 委託料	△2,100	建設業務委託料（事業用資産） 設計業務 監理業務 △400 △1,700
14 工事請負費	△1,200	建設工事費（事業用資産） 改修工事
18 負担金、補助 及び交付金	△800	事業費補助金 研究指定校 △800
18 負担金、補助 及び交付金	△700	事業費補助金 各種青少年大会 子ども夢プラン応援補助金 △400 △300
		(財源調整)
10 需用費	△600	修繕料 施設修繕料（その他） △600
12 委託料	△400	一般業務委託料 市有地雑草木伐採 △400
14 工事請負費	△6,400	建設工事費（事業用資産） 改修工事

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
					特 定 財 源			一般財源	
					国県支出金	地 方 債	そ の 他		
	6	保健体育費	117,638	△500	117,138		600		△1,100
		1 保健体育総務費	117,638	△500	117,138		600		△1,100

10		災害復旧費	499,409	△1,600	497,809		1,800		△3,400
	2	公共土木施設災害復旧費	150,455	△1,600	148,855		1,800		△3,400
		1 公共土木施設災害復旧費	150,455	△1,600	148,855		1,800		△3,400

9 教育費
(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
14 工事請負費	△500	建設工事費（事業用資産） 改修工事

8 旅 費	△100	普通旅費 △100
14 工事請負費	△1,500	建設工事費（インフラ資産） 災害復旧工事

地方債の前々年度末及び前年度末における現在高並びに
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高	当該年度中増減見込		当該年度末 現在高見込額
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
1. 普通債	19,760,608	20,812,804	1,664,000	2,229,486	20,247,318
(1) 総務	124,878	112,350	0	12,478	99,872
(2) 民生	42,875	39,009	14,600	4,357	49,252
(3) 衛生	0	0	0	0	0
(4) 農林水産	1,310,117	1,115,496	11,500	172,668	954,328
(5) 商工	61,700	82,052	24,800	448	106,404
(6) 土木	558,206	491,430	5,600	72,189	424,841
(7) 公営住宅	691,111	717,213	187,700	22,152	882,761
(8) 消防	64,800	122,700	52,900	6,932	168,668
(9) 教育	686,990	940,313	10,100	40,944	909,469
(10) 辺地	1,752,739	1,734,471	332,700	248,298	1,818,873
(11) 過疎	6,260,337	6,368,048	1,024,100	762,074	6,630,074
(12) 合併特例	8,206,855	9,089,722	0	886,946	8,202,776
2. 災害復旧債	444,207	529,708	157,700	23,870	663,538
(1) 補助	216,850	258,079	21,500	7,077	272,502
(2) 単独	227,357	271,629	136,200	16,793	391,036
3. その他	6,814,619	6,414,298	387,002	470,172	6,331,128
(1) 臨時財政対策債	6,814,619	6,414,298	351,978	470,172	6,296,104
(2) 減収補填債	0	0	35,024	0	35,024
(3) 臨時税収 補填債	0	0	0	0	0
合 計	27,019,434	27,756,810	2,208,702	2,723,528	27,241,984

報告第4号

令和2年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分の
報告について

令和2年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第4号）について地方自治
法第180条第1項並びに壱岐市議会基本条例第12条第1項第3号及び第4
号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2
項及び壱岐市議会基本条例第12条第2項の規定により報告する。

令和3年6月7日提出

壱岐市長 白川博一

令和2年度

下水道事業特別会計補正予算書

(第4号)

壱岐市

専決第3号

専決処分書

地方自治法第180条第1項並びに壱岐市議会基本条例第12条第1項第3号及び第4号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第4号）

令和2年度壱岐市の下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ900千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ311,004千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和3年3月31日専決

壱岐市長 白川博一

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8 市 債		8,100	△900	7,200
	1 市 債	8,100	△900	7,200
歳入合計		311,904	△900	311,004

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 下水道事業費		191,443	△900	190,543
	2 施設整備費	45,280	△900	44,380
歳 出 合 計		311,904	△900	311,004

第2表 地方債補正

1. 変更

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業債	8,100	証書借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金、融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借替えを行うことができる。	7,200	証書借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金、融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借替えを行うことができる。

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
8 市 債	8,100	△900	7,200
歳入合計	311,904	△900	311,004

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
1 下 水 道 事 業 費	191,443	△900	190,543
歳 出 合 計	311,904	△900	311,004

(単位：千円)

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
	△900		
	△900		

2 歳 入

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
8	市債	8,100	△900	7,200
	1 市債	8,100	△900	7,200
	1 下水道事業債	8,100	△900	7,200

8 市債
(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 下水道事業債	△900	公共下水道事業 △900

3 歳 出

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一般財源
					国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1	下水道事業費	191,443	△900	190,543		△900		
	2 施設整備費	45,280	△900	44,380		△900		
	1 施設整備費	45,280	△900	44,380		△900		

1 下水道事業費
(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
12 委託料	△541	建設業務委託料（インフラ資産） 調査設計業務 △541
14 工事請負費	△359	建設工事費（インフラ資産） 改修工事

地方債の前々年度末及び前年度末における現在高並びに
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高	当該年度中増減見込		当該年度末 現在高見込額
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
1. 公 営 企 業 債	1,781,845	1,712,411	7,200	96,357	1,623,254
(1) 下 水 道	976,572	940,399	7,200	61,551	886,048
(2) 漁業集落排水	805,273	772,012	0	34,806	737,206
合 計	1,781,845	1,712,411	7,200	96,357	1,623,254

報告第5号

令和2年度壱岐市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について

令和2年度壱岐市一般会計予算の繰越明許費は、次のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

令和3年6月7日提出

壱岐市長 白川博一

令和2年度 老岐市一般会計 繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	国県支出金	地方債	その他	一般財源
2 総務費	1 総務管理費	滞在型観光割引事業（しま旅滞在促進事業）	16,773,000	16,705,259	0	16,705,259	0	0	0
		市内宿泊施設利用促進事業	10,500,000	2,008,700	0	2,008,700	0	0	0
		キャッシュレス消費喚起対策事業	45,000,000	45,000,000	0	40,955,251	0	0	4,044,749
		地産地消応援プレミアム付き商品券発行事業	46,484,000	44,300,000	0	44,300,000	0	0	0
		老岐市漁業継続支援金事業	82,000,000	82,000,000	0	71,750,000	0	0	10,250,000
		老岐市農業継続支援金事業	61,500,000	61,500,000	0	41,000,000	0	0	20,500,000
		老岐市出産特別定額給付金事業	1,500,000	350,000	0	350,000	0	0	0
		老岐市ケーブルテレビ施設通信機器更新工事	285,499,000	167,530,000	0	0	167,500,000	0	30,000
		新型コロナウイルス感染症対策資機材購入費	49,495,000	36,662,000	0	23,110,400	0	0	13,551,600
3 民生費	1 社会福祉費	介護保険事業費	4,560,000	4,378,000	0	0	0	4,378,000	
4 衛生費	1 保健衛生費	老岐葬斎場外構工事	64,233,000	64,232,850	0	0	60,400,000	3,832,850	
5 農林水産業費	1 農業費	農村地域防災減災事業	450,000	450,000	0	400,000	0	0	50,000
	3 水産業費	水産業振興総合対策事業費	25,630,000	25,630,000	0	17,587,000	0	0	8,043,000
		水産物供給基盤機能保全事業	20,400,000	20,150,000	0	11,700,000	8,200,000	0	250,000
		漁港機能増進事業	93,000,000	93,000,000	0	74,022,500	0	0	18,977,500
		漁港災害復旧事業	64,000,000	60,100,000	0	14,400,000	10,100,000	0	35,600,000

令和2年度 老岐市一般会計 繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					
					既収入特定財源	国県支出金	地方債	その他	一般財源	
6	商工費	1 商工費	老岐島リポートプロジェクト事業	20,000,000	20,000,000	0	10,000,000	0	0	10,000,000
7	土木費	2 道路橋りょう費	道路改良費（補助）	260,000,000	238,300,000	0	163,790,000	2,200,000	0	72,310,000
			道路改良費（単独）	15,000,000	6,700,000	0	0	1,200,000	0	5,500,000
			道路改良費（起債）	50,000,000	27,200,000	0	0	27,200,000	0	0
	5 都市計画費	街なみ環境整備事業	24,000,000	4,000,000	0	2,000,000	0	0	2,000,000	
7 住宅費	公営住宅等ストック総合改善事業	244,000,000	244,000,000	0	54,000,000	190,000,000	0	0		
9	教育費	5 社会教育費	成人式開催事業	5,250,000	1,686,390	0	1,686,390	0	0	0
10	災害復旧費	1 農林水産施設災害復旧費	農地及び農業用施設災害復旧事業費（現年災）	98,900,000	80,000,000	0	63,000,000	0	4,000,000	13,000,000
			農地及び農業用施設災害復旧事業費（過年災）	73,594,000	72,000,000	0	71,208,000	0	0	792,000
	2 公共土木施設災害復旧費	公共土木施設災害復旧事業費（現年災）	54,000,000	30,900,000	0	24,720,000	6,100,000	0	80,000	
合 計			1,715,768,000	1,448,783,199	0	748,693,500	472,900,000	4,000,000	223,189,699	

報告第6号

令和2年度壱岐市介護保険事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書の
報告について

令和2年度壱岐市介護保険事業特別会計予算の繰越明許費は、次のとおり翌
年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告
する。

令和3年6月7日提出

壱岐市長 白川博一

令和2年度 壱岐市介護保険事業特別会計 繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	国県支出金	地方債	その他	一般財源
1 総務費	3 介護認定審査会費	認定調査費	4,560,000	4,378,000	0	0	0	4,378,000	0
合 計			4,560,000	4,378,000	0	0	0	4,378,000	0

報告第7号

令和2年度壱岐市下水道事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について

令和2年度壱岐市下水道事業特別会計予算の繰越明許費は、次のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

令和3年6月7日提出

壱岐市長 白川博一

令和2年度 老岐市下水道事業特別会計 繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					
					既収入特定財源	国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1	下水道事業費	1 管理費	施設管理費	2,706,000	2,706,000	0	0	0	0	2,706,000
2	漁業集落排水整備事業費	2 施設整備費	施設整備費	16,300,000	16,300,000	0	7,650,000	0	0	8,650,000
合 計				19,006,000	19,006,000	0	7,650,000	0	0	11,356,000

報告第8号

令和2年度壱岐市水道事業会計予算の繰越計算書の報告について

令和2年度壱岐市水道事業会計予算を次のとおり翌年度に繰り越したので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告する。

令和3年6月7日提出

壱岐市長 白川博一

令和2年度 沓岐市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位:円)

款	項	事業名	予 算 計 上 額	支 払 義 務 額 発 生 額	翌 年 度 繰 越 額	左の財源内訳	不 用 額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入限 度	説 明
						損 益 勘 定 金 留 保 資 金			
1.資本的支出	1.建設改良費	給配水管布設工事費 一般県道湯ノ本芦辺線 配水管布設替工事	3,128,400	1,200,000	1,928,400	1,928,400	0	0	県工事の一般県道湯ノ本芦辺線 道路改良工事の繰越しに伴い、 県道工事区間内への配水管布設 替工事が3月31日までに完了 出来なくなったため。
/	/	合 計	3,128,400	1,200,000	1,928,400	1,928,400	0	0	

議案第33号

壱岐市監査委員条例の一部改正について

壱岐市監査委員条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和3年6月7日提出

壱岐市長 白川博一

(提案理由)

地方自治法等の一部を改正する法律の施行により、議員のうちから選任する監査委員の選任の義務付けが緩和されたことに伴い、今後、議員のうちから監査委員を選任しないこととし、所要の改正を行うものである。

壱岐市監査委員条例の一部を改正する条例

壱岐市監査委員条例（平成16年壱岐市条例第239号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第195条第2項」の次に「、第196条第1項ただし書」を加える。

第11条を第12条とし、第5条から第10条までを1条ずつ繰り下げる。

第4条中「第243条の2」を「第243条の2の2第3項」に改め、同条を第5条とする。

第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

（議員のうちから選任する監査委員）

第3条 監査委員は、議員のうちから選任しない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（壱岐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 壱岐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年壱岐市条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

3	監査委員	代表監査委員	月額	83,000
		委員（識見）	月額	74,000
		委員（議選）	月額	46,000

」を

「

3	監査委員	代表監査委員	月額	83,000
		委員（識見）	月額	74,000

」に

改める。

（経過措置）

- 3 この条例の施行の際現に在職する議員のうちから選任した監査委員が、引き続き在職する期間においては、この条例の規定による改正後の壱岐市監査委員条例及び壱岐市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の規定は適用せず、この条例の規定による改正前の壱岐市監査委員条例及び壱岐市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、なおその効力を有する。

議案第34号

壱岐市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について

壱岐市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和3年6月7日提出

壱岐市長 白川博一

(提案理由)

押印を求める手続の見直し等のための総務省関係政令の一部を改正する政令の施行に伴い、押印手続の見直しに係る所要の改正を行うものである。

壱岐市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

壱岐市固定資産評価審査委員会条例（平成16年壱岐市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第4条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第7条第3項中「記載し、意見を聴いた委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければ」を「記載しなければ」に改める。

第8条第5項中「記載し、提出者がこれに署名押印しなければ」を「記載しなければ」に改め、同条第8項中「記載し、審理を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければ」を「記載しなければ」に改める。

第9条第2項中「記載し、調査を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければ」を「記載しなければ」に改める。

第10条第2項中「記載し、議事に関与した委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければ」を「記載しなければ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第35号

壱岐市手数料条例の一部改正について

壱岐市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和3年6月7日提出

壱岐市長 白川博一

(提案理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、所要の改正を行うものである。

壱岐市手数料条例の一部を改正する条例

壱岐市手数料条例（平成16年壱岐市条例第52号）の一部を次のように改正する。

別表中10の項を削り、11の項を10の項とし、12の項から53の項までを1項ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。

議案第36号

壱岐市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

壱岐市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和3年6月7日提出

壱岐市長 白川博一

(提案理由)

地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う地方自治法の一部改正により、本条例における法律の引用条項が変更となるため、所要の改正を行うものである。

壱岐市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

壱岐市水道事業の設置等に関する条例（平成16年壱岐市条例第211号）の一部を次のように改正する。

第7条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 37 号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画（変更）の策定について

武生水 B 辺地（変更）、渡良 B 辺地（変更）、沼津 A 辺地（変更）、志原 A 辺地、初山 A 辺地（変更）、初山 B 辺地（変更）、瀬戸浦辺地（変更）、郷ノ浦辺地、柳田 A 辺地、布気辺地、芦辺浦辺地、中野郷辺地、国分辺地、大左右・中山辺地、石田辺地及び筒城辺地に係る総合整備計画を別紙のとおり定める。

令和 3 年 6 月 7 日提出

壱岐市長 白 川 博 一

（提案理由）

辺地対策事業債を活用するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条の規定に基づき、議会の議決を求める。

総合整備計画書

長崎県壱岐市郷ノ浦町 武生水B 辺地

(辺地の人口 797 人)

(辺地の面積 0.7 km²)

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

郷ノ浦町本村触、元居

(2) 地域の中心の位置

郷ノ浦町本村触523番地1

(3) 辺地度点数

154 点

2 公共施設の整備を必要とする事情

市道大里環状線は武生水B辺地を横断する重要な幹線道路であるが、現在、通学児童や一般の歩行者が利用している歩道について、防護柵や歩道内に設置してある側溝の老朽化等により、利用者に対し危険を及ぼしている。早期に危険性を解消するため、また、バリアフリーの観点からも、現地状況に応じた対策を早急を実施する必要がある。

住民の情報格差是正を目的に、高速ブロードバンド環境を提供するため、平成23年度よりケーブルテレビ事業を実施しているが、機器の老朽化及びインターネットにおける動画コンテンツとスマートフォン等通信端末の普及に伴う通信量の増加により、安定した通信環境の提供が不可能になっているため、通信基幹設備の強化を図る必要がある。

市道紺屋町亀丘2号線は、郷ノ浦町本村触集落と盈科小学校を結ぶ路線で、本村触集落の子ども達の通学路となっているが、路側の防護柵が老朽化しており、安全に支障を来している状況である。道路幅員も狭いことから、転落を防止するためにも、早急に整備の必要がある。

市道紺屋町線は、国道382号と一般県道渡良浦初瀬線を接続し、周辺には官公庁および小学校が隣接する交通量の多い路線である。道路法面施設の定期点検の結果、道路敷に存在する道路擁壁に変状が確認され危険な状態であることから、第3者被害を防止し、交通の安全確保のために早急に対策の必要がある。

郷ノ浦地区第1分団3部の小型動力消防ポンプは、購入後15年が経過し、性能低下及び腐食も激しく有事の際、機械の性能を発揮できない状態で更新の必要がある。

3 公共的施設の整備計画

平成29年度から令和3年度まで 5年間

(単位:千円)

施設名	事業主体	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
道路	壱岐市	15,400	10,350	5,050	4,700
通信施設整備	壱岐市	33,000		33,000	31,300
道路	壱岐市	5,100	3,450	1,650	1,500
道路	壱岐市	103,500	69,000	34,500	34,500
消防施設	壱岐市	2,504		2,504	2,500
合計		159,504	82,800	76,704	74,500

総合整備計画書

長崎県壱岐市郷ノ浦町 渡良B 辺地

(辺地の人口 709 人)

(辺地の面積 3.8 km²)

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

郷ノ浦町渡良南触、渡良西触、渡良浦

(2) 地域の中心の位置

郷ノ浦町渡良南触385-1

(3) 辺地度点数

193 点

2 公共施設の整備を必要とする事情

市道井良坂線は、麦谷集落から渡良浦集落へと繋がる地元住民の生活にとって非常に重要な路線である。また、本線沿線には造船所や油槽施設が存在するため、大型車両を含めた交通量が非常に多い路線であるが、路線沿いの道路構造物(法面)に変状が確認され、このままの状態では将来的に崩壊の危険があり、道路を利用される第三者への被害が予想されることから、早急な対応が求められており、施設の延命化や機能強化を図る観点からも事業の必要がある。

市道西中線は、郷ノ浦町渡良西触地区の集落をつなぐ重要な生活路線であるが、現況幅員は、2.5mと狭く、線形不良のため、見通しが悪く諸車両の通行に支障を来している。そこで、本路線の改良を行い、交通安全の確保及び日常生活の利便性の向上を図りたい。

市道前目1号線は、小崎漁港と県道渡良浦初瀬線とを結ぶ路線である。本線沿いには、保育園・小学校及び郵便局があり、極めて利用度の高い路線であるが、現道は急曲で幅員も狭く、車輛の通行に支障を来しており、早急な整備が必要である。

3 公共的施設の整備計画

平成31年度から令和5年度まで 5年間

(単位:千円)

施設名	事業主体	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
道路	壱岐市	128,400	86,250	42,150	40,000
道路	壱岐市	61,200		61,200	56,500
道路	壱岐市	31,000		31,000	29,100
合計		220,600	86,250	134,350	125,600

総合整備計画書

長崎県壱岐市郷ノ浦町 沼津A 辺地

(辺地の人口 483 人)

(辺地の面積 3.7 km²)

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

郷ノ浦町里触、新田触、小牧東触、小牧西触

(2) 地域の中心の位置

郷ノ浦町小牧東触260番地2

(3) 辺地度点数

219 点

2 公共施設の整備を必要とする事情

市道黒崎線は、主要地方道郷ノ浦沼津勝本線から接続し、黒崎半島を縦断する周辺の新田触集落の住民にとって重要な路線である。また、黒崎半島は壱岐島内でも重要な観光施設である猿岩や多くの修学旅行、合宿等で利用されている体験型観光施設である壱岐出合いの村が存在し、近年、観光大型バスの往来が多くなっているが、現況幅員は5.0m程度しかなく、線形不良箇所が多く存在し、交通の安全を確保するためにも、整備をする必要がある。

市道上坂線は、有安触集落と沼津小学校を結ぶ路線である。児童の通学路となっているが、通学時に路側帯を通行する際、交通状況に応じた幅員が確保されておらず、諸車両と接触する危険性が高いため、早急な整備の必要がある。

市道先畑線は、長峰地区と主要地方道郷ノ浦沼津勝本線を結ぶ路線である。終点側は、幼稚園・小学校があり、緊急車両等も頻繁に通行する路線であるが、現道は急曲で幅員も狭く、車輛の通行に支障を来しており、早急な整備が必要である。

3 公共的施設の整備計画

平成29年度から令和3年度まで 5年間

(単位:千円)

施設名	事業主体	区分	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
				特定財源	一般財源	
道路		壱岐市	550,000	385,000	165,000	161,000
道路		壱岐市	30,500	20,286	10,214	9,700
道路		壱岐市	4,000		4,000	4,000
合計			584,500	405,286	179,214	174,700

総合整備計画書

長崎県壱岐市郷ノ浦町 志原A 辺地

(辺地の人口 478 人)

(辺地の面積 3.2 km²)

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

郷ノ浦町志原西触、大原触

(2) 地域の中心の位置

郷ノ浦町志原西触552番地1

(3) 辺地度点数

183 点

2 公共施設の整備を必要とする事情

平成10年度購入の水槽付消防ポンプ自動車を購入後19年を経過し、車両の老朽化とともに消防ポンプの故障の回数も増え、緊急自動車としての使用に支障をきたすため、新たに水槽付消防ポンプ自動車を購入する。

市道郡線は国道382号線を起点とし、一般県道郷ノ浦芦辺線へ接続する地元住民にとって重要路線である。沿線には、複数の高齢者福祉施設が存在するが、現況の道路幅員が3.0m程度であり、視距も悪い急曲な箇所も多数存在することから、早急な整備を行い交通の安全を確保したい。

市道鳥山手久多1号線は、郷ノ浦町志原西地区と国道382号を結ぶ路線である。終点側には幼稚園・小学校、さらには消防署、警察署があり、緊急車両等も頻繁に通行する路線であるが、現道は急曲で幅員も狭く、車輛の通行に支障を来しており、早急な整備が必要である。

3 公共的施設の整備計画

平成30年度から令和4年度まで 5年間

(単位:千円)

施設名	事業主体	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
消防施設	壱岐市	51,840	11,768	40,072	38,000
道路	壱岐市	90,000		90,000	81,300
道路	壱岐市	19,000		19,000	19,000
合計		160,840	11,768	149,072	138,300

総合整備計画書

長崎県壱岐市郷ノ浦町 初山A 辺地

(辺地の人口 490 人)

(辺地の面積 4.5 km²)

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

郷ノ浦町初山西触、坪触

(2) 地域の中心の位置

郷ノ浦町坪触1190番地6

(3) 辺地度点数

200 点

2 公共施設の整備を必要とする事情

市道鮎川若松線は、郷ノ浦町若松触の集落内道路で、生活道路として使用している。急坂幅員狭小であり、道路線形も悪く、車の離合等に支障をきたしている。また、近年隣接地にし尿処理場・堆肥センター等の公共施設が建設されたため、大型車の通行も予想され、幅員拡幅、道路線形等の道路整備を図ることにより、車輛、歩行者の通行の安全性を確保する必要がある。

市道初山中央線は、初山西触集落と初山小学校を結ぶ路線である。児童の通学路となっているが、通学時に路側帯を通行する際、交通状況に応じた幅員が確保されておらず、諸車両と接触する危険性が高いため、早急な整備の必要がある。

郷ノ浦地区第6分団2部の小型動力ポンプ積載車は、購入後23年以上が経過し、性能低下及び腐食も激しく有事の際、性能を発揮できない状態で更新の必要がある。

第2堆肥センター(郷ノ浦)のタイヤショベルは施設整備時(平成20年度)に導入されたものであり、耐用年数(5年)を大きく経過し、エンジン部分の故障により、緊急に更新が必要である。また、第2堆肥センターには堆肥の袋詰め機械が無く、第1堆肥センターまで堆肥を運搬して袋詰めを行っていた。今回、タイヤショベルの導入と併せて堆肥袋詰め機械及び運搬用トラックを導入し、施設の業務の改善を図る。

郷ノ浦町堆肥センターにおいて、農家から収集した堆肥の一時仮置施設がないことにより、生産ライン上での保管を余儀なくされている。農家が必要とする時に収集できないことがあるなど、支障をきたしている。このため、収集した堆肥を発酵させるために、切り返し可能な堆肥舎(堆肥発酵処理施設)を整備する。

市道水畑線は、坪地区と主要地方道渡良浦初瀬線を結ぶ路線である。終点側は、幼稚園・小学校があり、緊急車両等も頻繁に通行する路線であるが、現道は急曲で幅員も狭く、車輛の通行に支障を来しており、早急な整備が必要である。

3 公共的施設の整備計画

平成29年度から令和3年度まで 5年間

(単位:千円)

施設名	事業主体	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
道路	壱岐市	209,900		209,900	199,400
道路	壱岐市	15,400		15,400	4,700
消防施設	壱岐市	5,492		5,492	5,200
施設整備	壱岐市	22,062		22,062	20,900
施設整備	壱岐市	33,725		33,725	33,700
道路	壱岐市	78,900		78,900	71,500
合計		365,479	0	365,479	335,400

総合整備計画書

長崎県壱岐市郷ノ浦町 初山B 辺地

(辺地の人口 547 人)

(辺地の面積 5.3 km²)

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

郷ノ浦町初山東触、若松触

(2) 地域の中心の位置

郷ノ浦町初山東触1584番地3

(3) 辺地度点数

255 点

2 公共施設の整備を必要とする事情

郷ノ浦地区第6分団1部の小型動力ポンプ積載車は、購入より27年以上が経過し、性能低下及び腐食も激しく、有事の際機械の性能を発揮できない状態であるため更新の必要がある。

市道初山中央線は、初山西集落と初山小学校を結ぶ路線である。児童の通学路となっているが、通学時に路側帯を通行する際、交通状況に応じた幅員が確保されておらず、諸車輦と接触する危険性が高いため、早急な整備が必要である。

市道小場2号線は、初山東地区と主要地方道渡良浦初瀬印通寺線を結ぶ路線である。終点側は、幼稚園・小学校があり、緊急車両等も頻繁に通行する路線であるが、現道は急曲で幅員も狭く、車輦の通行に支障を来しており、早急な整備が必要である。

郷ノ浦地区第6分団1部の小型動力消防ポンプは、購入後15年が経過し、性能低下及び腐食も激しく有事の際、機械の性能を発揮できない状態で更新の必要がある。

3 公共的施設の整備計画

平成29年度から令和3年度まで 5年間

(単位:千円)

施設名	事業主体	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
消防施設	壱岐市	5,006		5,006	4,700
道路	壱岐市	47,200	31,740	15,460	14,800
道路	壱岐市	56,200		56,200	51,600
消防施設	壱岐市	2,504		2,504	2,500
合計		110,910	31,740	79,170	73,600

総合整備計画書

長崎県壱岐市芦辺町 瀬戸浦 辺地

(辺地の人口 1,206 人)

(辺地の面積 0.7 km²)

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

芦辺町瀬戸浦

(2) 地域の中心の位置

芦辺町瀬戸浦182番地9

(3) 辺地度点数

189 点

2 公共施設の整備を必要とする事情

芦辺地区第9分団の小型動力消防ポンプ積載車は、購入後23年以上が経過し、性能低下及び腐食も激しく有事の際、性能を発揮できない状態で更新の必要がある。

芦辺地区第9分団の小型動力消防ポンプは、購入後15年が経過し、性能低下及び腐食も激しく有事の際、機械の性能を発揮できない状態で更新の必要がある。

3 公共的施設の整備計画

令和2年度から令和6年度まで 5年間

(単位:千円)

施設名	事業主体	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
消防施設	壱岐市	5,957		5,957	5,900
消防施設	壱岐市	2,504		2,504	2,500
合計		8,461	0	8,461	8,400

総合整備計画書

長崎県壱岐市郷ノ浦町 郷ノ浦 辺地

(辺地の人口 477 人)

(辺地の面積 0.4 km²)

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

郷ノ浦町郷ノ浦

(2) 地域の中心の位置

郷ノ浦町郷ノ浦43番地5

(3) 辺地度点数

151 点

2 公共施設の整備を必要とする事情

郷ノ浦地区機動分団第1小隊の消防ポンプ自動車は、購入後20年が経過し、性能低下及び腐食も激しく有事の際、性能を発揮できない状態で更新の必要がある。

3 公共的施設の整備計画

令和3年度から令和7年度まで 5年間

(単位:千円)

施設名	事業主体	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
消防施設	壱岐市	19,877		19,877	19,800
合計		19,877	0	19,877	19,800

総合整備計画書

長崎県壱岐市郷ノ浦町 柳田A 辺地

(辺地の人口 366 人)

(辺地の面積 3.4 km²)

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

郷ノ浦町牛方触、半城本村触、大浦触

(2) 地域の中心の位置

郷ノ浦町牛方触445番地1

(3) 辺地度点数

192 点

2 公共施設の整備を必要とする事情

市道津保美1号線は、牛方地区と主要地方道郷ノ浦沼津勝本線を結ぶ路線である。終点側は、幼稚園・小学校があり、緊急車両等も頻繁に通行する路線であるが、現道は急曲で幅員も狭く、車輛の通行に支障を来しており、早急な整備が必要である。

3 公共的施設の整備計画

令和3年度から令和7年度まで 5年間

(単位:千円)

施設名	事業区分 事業主体	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
道路	壱岐市	4,000		4,000	4,000
合計		4,000	0	4,000	4,000

総合整備計画書

長崎県壱岐市勝本町 布気 辺地

(辺地の人口 306 人)

(辺地の面積 4 km²)

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

勝本町百合畑触、布気触、上場触

(2) 地域の中心の位置

勝本町布気触970番地1

(3) 辺地度点数

208 点

2 公共施設の整備を必要とする事情

市道辻1号線は、百合畑集落と鯨伏小学校を結ぶ路線である。児童の通学路となっているが、通学時に路側帯を通行する際、交通状況に応じた幅員が確保されておらず、諸車両と接触する危険性が高いため、早急な整備が必要である。

3 公共的施設の整備計画

令和3年度から令和7年度まで 5年間

(単位:千円)

施設名	事業主体	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
道路	壱岐市	21,000	13,800	7,200	7,200
合計		21,000	13,800	7,200	7,200

総合整備計画書

長崎県壱岐市芦辺町 芦辺浦 辺地

(辺地の人口 692 人)

(辺地の面積 0.4 km²)

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

芦辺町芦辺浦

(2) 地域の中心の位置

芦辺町芦辺浦197番地

(3) 辺地度点数

197 点

2 公共施設の整備を必要とする事情

市道大石辻西ノ坂線は、1級市道芦辺浦中央線と接続し、芦辺町芦辺浦集落を縦断する地元住民にとって重要路線である。沿線には、複数の宅地が存在するが、現況の道路幅員が2.0m程度であり、緊急車両の通行も不可であることから、早急な整備を行い交通の安全を確保したい。

3 公共的施設の整備計画

令和3年度から令和7年度まで 5年間

(単位:千円)

施設名	事業区分 事業主体	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
道路	壱岐市	50,000		50,000	45,300
合計		50,000	0	50,000	45,300

総合整備計画書

長崎県壱岐市芦辺町 中野郷 辺地

(辺地の人口 451 人)

(辺地の面積 4.3 km²)

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

芦辺町中野郷西触、中野郷本村触、中野郷仲触、中野郷東触

(2) 地域の中心の位置

芦辺町中野郷仲触1番地11

(3) 辺地度点数

202 点

2 公共施設の整備を必要とする事情

芦辺地区第5分団の小型動力消防ポンプ積載車は、購入後23年以上が経過し、性能低下及び腐食も激しく有事の際、性能を発揮できない状態で更新の必要がある。

3 公共的施設の整備計画

令和3年度から令和7年度まで 5年間

(単位:千円)

施設名	事業主体	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
消防施設	壱岐市	7,157		7,157	7,100
合計		7,157	0	7,157	7,100

総合整備計画書

長崎県壱岐市芦辺町 国分 辺地

(辺地の人口 325 人)

(辺地の面積 4 km²)

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

芦辺町国分本村触、国分東触、国分当田触

(2) 地域の中心の位置

芦辺町国分東触770番地1

(3) 辺地度点数

223 点

2 公共施設の整備を必要とする事情

市道商高国分線は一般県道国分箱崎線から主要地方勝本石田線へ繋がる、芦辺町国分地区を横断する重要幹線道路である。本路線は住民の生活道路として重要な役割を果たしているが、周辺に産業廃棄物処理場が存在することから、常時大型車両の通行が多い路線である。、しかしながら、道路幅員が5.0m程度であり、視距が悪い箇所も多く見受けられることから、交通の安全確保のため、早急に整備の要がある。

3 公共的施設の整備計画

令和3年度から令和7年度まで 5年間

(単位:千円)

施設名	事業主体	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
道路	壱岐市	468,400		468,400	421,900
合計		468,400	0	468,400	421,900

総合整備計画書

長崎県壱岐市芦辺町 大左右・中山 辺地

(辺地の人口 512 人)

(辺地の面積 3.9 km²)

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

芦辺町箱崎大左右触、箱崎中山触

(2) 地域の中心の位置

芦辺町箱崎中山触2604番地55

(3) 辺地度点数

197 点

2 公共施設の整備を必要とする事情

芦辺地区第10分団の小型動力消防ポンプ積載車は、購入後23年以上が経過し、性能低下及び腐食も激しく有事の際、性能を発揮できない状態で更新の必要がある。

3 公共的施設の整備計画

令和3年度から令和7年度まで 5年間

(単位:千円)

施設名	事業主体	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
消防施設	壱岐市	7,157		7,157	7,100
合計		7,157	0	7,157	7,100

総合整備計画書

長崎県壱岐市石田町 石田 辺地

(辺地の人口 1,024 人)

(辺地の面積 4.1 km²)

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

石田町本村触、南触、石田東触、石田西触

(2) 地域の中心の位置

石田町南触944番地

(3) 辺地度点数

178 点

2 公共施設の整備を必要とする事情

市道山崎線は、山崎漁港と県道空港線とを結ぶ路線である。筒城浜をはじめ観光施設が多数存在し、交通量も多い。本線沿いには、筒城小学校もあることから、見通しの悪い場所も多く歩行者等に危険が及んでいるため、早急に整備する必要がある。

市道深江筒城線は、深江地区集落と筒城西触の集落を結ぶ路線である。沿線には県下でも有数の文化財区域である原の辻遺跡が存在することから、諸車両の交通や歩行者も多く、観光面・生活面において重要な路線となっている。しかし、道路幅員が十分に確保されていないことから、危険な状態であるため、整備することにより交通の安全を確保したい。

3 公共的施設の整備計画

令和3年度から令和7年度まで 5年間

(単位:千円)

施設名	事業区分 事業主体	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
道路	壱岐市	93,400		93,400	87,200
道路	壱岐市	123,800		123,800	112,100
合計		217,200	0	217,200	199,300

総合整備計画書

長崎県壱岐市石田町 筒城 辺地

(辺地の人口 737 人)

(辺地の面積 5.9 km²)

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

石田町筒城西触、筒城東触、筒城仲触、山崎触

(2) 地域の中心の位置

石田町筒城東触19

(3) 辺地度点数

190 点

2 公共施設の整備を必要とする事情

市道山崎線は、山崎漁港と県道空港線とを結ぶ路線である。筒城浜をはじめ観光施設が多数存在し、交通量も多い。本線沿いには、筒城小学校もあることから、見通しの悪い場所も多く歩行者等に危険が及んでいるため、早急に整備する必要がある。

山崎地区において、漁業集落排水施設を中心とした生活基盤施設を整備することにより、漁業集落の生活環境の改善、環境衛生の向上及び公共用水域の水質保全を図り、漁業及び漁村の健全な発展に資する。

3 公共的施設の整備計画

令和3年度から令和7年度まで 5年間

(単位:千円)

施設名	事業主体	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
道路	壱岐市	93,400		93,400	87,200
下水処理のための施設	壱岐市	69,870	32,000	37,870	17,900
合計		163,270	32,000	131,270	105,100

令和3年度

一般会計補正予算書

(第2号)

老岐市

議案第 38 号

令和 3 年度壱岐市一般会計補正予算（第 2 号）

令和 3 年度壱岐市の一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 277,700 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 22,529,200 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 3 年 6 月 7 日提出

壱岐市長 白 川 博 一

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
11 地方交付税		9,195,110	29,361	9,224,471
	1 地方交付税	9,195,110	29,361	9,224,471
15 国庫支出金		2,813,225	180,162	2,993,387
	2 国庫補助金	1,179,879	180,162	1,360,041
16 県支出金		2,045,595	7,657	2,053,252
	2 県補助金	1,227,740	7,657	1,235,397
19 繰入金		1,843,285	1,000	1,844,285
	1 基金繰入金	1,843,285	1,000	1,844,285
21 諸収入		328,103	53,320	381,423
	4 雑収入	297,266	53,320	350,586
22 市債		1,514,400	6,200	1,520,600
	1 市債	1,514,400	6,200	1,520,600
歳入合計		22,251,500	277,700	22,529,200

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		4,149,529	188,714	4,338,243
	1 総務管理費	3,817,322	181,625	3,998,947
	2 徴 税 費	164,406	7,089	171,495
3 民 生 費		6,005,720	53,181	6,058,901
	1 社会福祉費	3,304,640	2,894	3,307,534
	2 児童福祉費	1,856,143	50,287	1,906,430
4 衛 生 費		2,209,922	13,333	2,223,255
	1 保健衛生費	1,211,460	13,333	1,224,793
5 農 林 水 産 業 費		1,920,483	16,044	1,936,527
	1 農 業 費	1,106,822	7,239	1,114,061
	2 林 業 費	41,437	554	41,991
	3 水 産 業 費	772,224	8,251	780,475
6 商 工 費		683,396	5,000	688,396
	1 商 工 費	683,396	5,000	688,396
8 消 防 費		703,517	428	703,945
	1 消 防 費	703,517	428	703,945
9 教 育 費		1,907,702	1,000	1,908,702
	2 小 学 校 費	455,255	810	456,065
	3 中 学 校 費	283,324	190	283,514
歳 出 合 計		22,251,500	277,700	22,529,200

第2表 地方債補正

1. 変更

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
過疎対策事業債	541,200	証書借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借替えを行うことができる。	547,400	証書借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借替えを行うことができる。

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
11 地方交付税	9,195,110	29,361	9,224,471
15 国庫支出金	2,813,225	180,162	2,993,387
16 県支出金	2,045,595	7,657	2,053,252
19 繰入金	1,843,285	1,000	1,844,285
21 諸収入	328,103	53,320	381,423
22 市債	1,514,400	6,200	1,520,600
歳入合計	22,251,500	277,700	22,529,200

歳 出

款	補正前の額	補正額	計
2 総務費	4,149,529	188,714	4,338,243
3 民生費	6,005,720	53,181	6,058,901
4 衛生費	2,209,922	13,333	2,223,255
5 農林水産業費	1,920,483	16,044	1,936,527
6 商工費	683,396	5,000	688,396
8 消防費	703,517	428	703,945
9 教育費	1,907,702	1,000	1,908,702
歳出合計	22,251,500	277,700	22,529,200

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一般財源
国県支出金	地 方 債	そ の 他	
117,049		52,920	18,745
47,280			5,901
13,333			
7,657	6,200		2,187
2,500			2,500
		400	28
		1,000	
187,819	6,200	54,320	29,361

2 歳 入

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
11	地方交付税	9,195,110	29,361	9,224,471
	1 地方交付税	9,195,110	29,361	9,224,471
	1 地方交付税	9,195,110	29,361	9,224,471
15	国庫支出金	2,813,225	180,162	2,993,387
	2 国庫補助金	1,179,879	180,162	1,360,041
	1 総務費国庫補助金	474,451	119,549	594,000
	2 民生費国庫補助金	114,538	47,280	161,818
	3 衛生費国庫補助金	176,768	13,333	190,101
16	県支出金	2,045,595	7,657	2,053,252
	2 県補助金	1,227,740	7,657	1,235,397
	4 農林水産業費県補助金	676,408	7,657	684,065
19	繰入金	1,843,285	1,000	1,844,285
	1 基金繰入金	1,843,285	1,000	1,844,285
	1 基金繰入金	1,843,285	1,000	1,844,285
21	諸収入	328,103	53,320	381,423
	4 雑入	297,266	53,320	350,586
	3 雑入	294,285	53,320	347,605

11 地方交付税
(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 地方交付税	29,361	普通交付税	29,361

1 総務費補助金	119,549	地方創生推進交付金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 無線システム普及支援事業費等補助金（離島伝送用専用線設備）	2,500 113,822 3,227
2 児童福祉費補助金	47,280	子育て世帯生活支援特別給付金給付事業（その他世帯分） 事業費 子育て世帯生活支援特別給付金給付事業（その他世帯分） 事務費	42,500 4,780
1 保健衛生費補助金	13,333	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金	13,333

1 農業費補助金	7,103	ながさき水田農業生産強化支援事業 強い農業・担い手づくり総合支援交付金	405 6,698
2 林業費補助金	554	ふるさとの森林づくり事業費補助金	554

1 基金繰入金	1,000	教育振興基金繰入金	1,000

5 雑入（SDGs未来課）	34,320	二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金	34,320
6 雑入（政策企画課）	18,600	コミュニティ助成金	18,600
28 雑入（消防本部）	400	コミュニティ助成金	400

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
22	市債	1,514,400	6,200	1,520,600
	1 市債	1,514,400	6,200	1,520,600
	2 過疎対策事業債	810,000	6,200	816,200

節		説明
区分	金額	
1 過疎対策事業債	6,200	過疎対策事業 6,200

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源			一般財源	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		
2	総務費	4,149,529	188,714	4,338,243	117,049		52,920	18,745
1	総務管理費	3,817,322	181,625	3,998,947	117,049		52,920	11,656
	1 一般管理費	961,390	2,066	963,456				2,066
	5 財産管理費	69,537	4,263	73,800				4,263
	6 企画費	1,816,903	60,616	1,877,519			52,920	7,696
	7 情報管理費	575,385	0	575,385	3,227			△3,227
	8 地区事務所費	39,988	858	40,846				858
	12 新型コロナウイルス感染症対応事業費	35,661	113,822	149,483	113,822			
2	徴税费	164,406	7,089	171,495				7,089
	2 賦課徴収費	37,776	7,089	44,865				7,089

2 総務費
(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
18 負担金、補助 及び交付金	2,066	事業費補助金 まちづくり交付金 2,066
12 委託料	4,263	一般業務委託料 夜間警備業務 4,263
12 委託料	34,320	一般業務委託料 調査業務 34,320
18 負担金、補助 及び交付金	18,600	事業費補助金 コミュニティ助成事業 18,600
22 償還金、利子 及び割引料	7,696	返納金 補助金精算返納金 7,696
		(財源調整)
1 報酬	751	会計年度任用職員報酬 751
3 職員手当等	71	期末手当 期末手当(会計年度任用職)パートタイム 71
8 旅費	36	費用弁償 36
1 報酬	2,085	会計年度任用職員報酬 2,085
3 職員手当等	5,000	特殊勤務手当 特殊勤務手当(一般職) 1,000 時間外勤務手当 時間外勤務手当(一般職) 3,550 時間外勤務手当(会計年度任用職)フルタイム 300 管理職員特別勤務手当 150
8 旅費	99	費用弁償 99
11 役務費	1,638	通信運搬費 郵便料 1,638
18 負担金、補助 及び交付金	105,000	事業費補助金 プレミアム商品券発行事業補助金 60,000 漁業用燃油対策事業 45,000
18 負担金、補助 及び交付金	7,089	事業費補助金 自治公民館納税活動等交付金 7,089

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源			一般財源	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		
3	民生費	6,005,720	53,181	6,058,901	47,280			5,901
1	社会福祉費	3,304,640	2,894	3,307,534				2,894
	1 社会福祉総務費	1,247,574	1,444	1,249,018				1,444
	3 老人福祉費	107,629	1,450	109,079				1,450
2	児童福祉費	1,856,143	50,287	1,906,430	47,280			3,007
	1 児童福祉総務費	267,469	947	268,416				947
	2 児童措置費	883,463	47,280	930,743	47,280			
	3 母子福祉費	5,235	937	6,172				937

3 民生費
(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
18 負担金、補助及び交付金	1,444	運営費補助金 壱岐市連合遺族会 92 地区遺族会 289 民生委員活動費 643 壱岐市身体障害者福祉協会 420
7 報 償 費	400	報償金(品) 報償金 400
18 負担金、補助及び交付金	1,050	運営費補助金 シルバー人材センター 360 高齢者生きがい健康フェスティバル 280 老人クラブ各種競技大会 103 老人スポーツ大会 31 老人作品展 19 老人クラブ連合会 257
22 償還金、利子及び割引料	947	返納金 国庫支出金精算返納金 572 県支出金精算返納金 375
1 報 酬	278	会計年度任用職員報酬 278
3 職員手当等	880	時間外勤務手当 時間外勤務手当(一般職) 880
8 旅 費	14	費用弁償 14
10 需 用 費	355	消耗品費 188 印刷製本費 167
11 役 務 費	668	通信運搬費 郵便料 574 手数料 振込手数料 94
12 委 託 料	2,585	一般業務委託料 システム改修業務 2,585
18 負担金、補助及び交付金	42,500	給付費 子育て世帯生活支援特別給付金 42,500
22 償還金、利子及び割引料	937	返納金 国庫支出金精算返納金 937

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
4 保育所費	694,269	1,123	695,392				1,123

4	衛生費	2,209,922	13,333	2,223,255	13,333			
	1 保健衛生費	1,211,460	13,333	1,224,793	13,333			
	2 予防費	222,545	13,333	235,878	13,333			

5	農林水産業費	1,920,483	16,044	1,936,527	7,657	6,200		2,187
	1 農業費	1,106,822	7,239	1,114,061	7,103			136
	3 農業振興費	147,676	7,239	154,915	7,103			136
	2 林業費	41,437	554	41,991	554			
	1 林業総務費	2,345	554	2,899	554			
	3 水産業費	772,224	8,251	780,475		6,200		2,051
	2 水産業振興費	382,822	1,000	383,822				1,000
	3 漁港管理費	29,909	7,251	37,160		6,200		1,051

6	商工費	683,396	5,000	688,396	2,500			2,500
	1 商工費	683,396	5,000	688,396	2,500			2,500
	2 商工振興費	161,327	5,000	166,327	2,500			2,500

8	消防費	703,517	428	703,945			400	28
---	-----	---------	-----	---------	--	--	-----	----

3 民生費
(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
10 需用費	535	修繕料 施設修繕料（その他）	535
22 償還金、利子及び割引料	588	返納金 国庫支出金精算返納金	588

12 委託料	13,333	一般業務委託料 新型コロナウイルス予防接種関連業務	13,333

18 負担金、補助及び交付金	7,239	事業費補助金 ながさき水田農業生産強化支援事業 強い農業・担い手づくり総合支援交付金事業	541 6,698
12 委託料	554	一般業務委託料 保安林等管理	554
18 負担金、補助及び交付金	1,000	事業費補助金 漁業施設等整備事業	1,000
14 工事請負費	6,251	維持補修工事費 維持補修工事（その他）	
18 負担金、補助及び交付金	1,000	事業費補助金 船溜まり整備事業補助金	1,000

18 負担金、補助及び交付金	5,000	負担金 しまの産品振興による地域活性化プロジェクト推進事業 費負担金	5,000

--	--	--	--

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源			一般財源	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		
1	消防費	703,517	428	703,945			400	28
	1 常備消防費	482,481	428	482,909			400	28

9	教育費	1,907,702	1,000	1,908,702			1,000		
	2	小学校費	455,255	810	456,065			810	
		1 学校管理費	362,036	810	362,846			810	
	3	中学校費	283,324	190	283,514			190	
		1 学校管理費	224,730	190	224,920			190	

8 消防費
(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
17 備品購入費	428	一般備品購入費 機械器具費

10 需用費	810	消耗品費	810
10 需用費	190	消耗品費	190

給 与 費 明 細 書

1. 一般職

(1) 総 括

(単位：千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補正後	(461) 571	388,564	1,818,822	1,180,237	3,387,623	628,103	4,015,726	
補正前	(449) 571	385,450	1,818,822	1,174,286	3,378,558	628,103	4,006,661	
比 較		3,114		5,951	9,065		9,065	

※ () 内は、短時間勤務職員数について外書き

(単位：千円)

職 員 手 当	区 分	扶 養 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	宿 日 直 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	夜 間 勤 務 手 当	休 日 勤 務 手 当	管 理 職 手 当
	補正後	57,630	11,928	28,549	30,380	128,714	1,215	1,674	7,908	17,732	28,500
	補正前	57,630	11,928	28,549	29,380	123,984	1,215	1,524	7,908	17,732	28,500
	比 較				1,000	4,730		150			

の 内 訳	区 分	期 末 手 当	勤 勉 手 当	児 童 手 当	退 職 手 当	調 整 手 当	地 域 手 当	特 地 勤 務 手 当	教 員 特 別 手 当	単 身 赴 任 手 当	職 員 手 当 合 計
	補正後	459,760	238,931	36,975	122,384	1,000	2,102	3,424	518	913	1,180,237
	補正前	459,689	238,931	36,975	122,384	1,000	2,102	3,424	518	913	1,174,286
	比 較	71									

(1) - 1 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補正後	399		1,435,308	1,030,033	2,465,341	475,332	2,940,673	
補正前	399		1,435,308	1,024,453	2,459,761	475,332	2,935,093	
比 較				5,580	5,580		5,580	

(単位：千円)

職 員 手 当	区 分	扶 養 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	宿 日 直 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	夜 間 勤 務 手 当	休 日 勤 務 手 当	管 理 職 手 当
	補正後	57,630	11,928	20,185	30,380	117,186	1,215	1,674	7,908	17,732	28,500
	補正前	57,630	11,928	20,185	29,380	112,756	1,215	1,524	7,908	17,732	28,500
	比 較				1,000	4,430		150			
の 内 訳	区 分	期 末 手 当	勤 勉 手 当	児 童 手 当	退 職 手 当	調 整 手 当	地 域 手 当	特 地 勤 務 手 当	教 員 特 別 手 当	単 身 赴 任 手 当	職 員 手 当 合 計
	補正後	332,148	238,931	34,275	122,384	1,000	2,102	3,424	518	913	1,030,033
	補正前	332,148	238,931	34,275	122,384	1,000	2,102	3,424	518	913	1,024,453
	比 較										5,580

(1) - 2 会計年度任用職員

(単位：千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補正後	(461) 172	388,564	383,514	150,204	922,282	152,771	1,075,053	
補正前	(449) 172	385,450	383,514	149,833	918,797	152,771	1,071,568	
比 較	(12)	3,114		371	3,485		3,485	

※ () 内は、短時間勤務職員数について外書き

(単位：千円)

職員手当	区 分	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	宿日直手当	管理職員特別勤務手当	夜間勤務手当	休日勤務手当	管理職手当
	補正後			8,364		11,528					
	補正前			8,364		11,228					
	比 較					300					
の 内 訳	区 分	期末手当	勤勉手当	児童手当	退職手当	調整手当	地域手当	特地勤務手当	教員特別手当	単身赴任手当	職員手当合計
	補正後	127,612		2,700							150,204
	補正前	127,541		2,700							149,833
	比 較	71									371

(2) 会計年度任用職員以外の職員の給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千 円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考
給 料		給与改定に伴う増減分			
		昇給に伴う増加分			
		その他の増減分			
職員手当	5,580	制度改正に伴う増減分			
		その他の増減分	5,580	職員の異動等に伴う分 特殊勤務手当 1,000 時間外勤務手当 4,430 管理職員特別勤務手当 150	

地方債の前々年度末及び前年度末における現在高並びに
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高	当該年度中増減見込		当該年度末 現在高見込額
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
1. 普通債	20,812,804	20,247,318	1,613,300	2,269,218	19,591,400
(1) 総務	112,350	99,872	0	20,382	79,490
(2) 民生	39,009	49,252	4,400	5,933	47,719
(3) 衛生	0	0	0	0	0
(4) 農林水産	1,115,496	954,328	42,000	155,465	840,863
(5) 商工	82,052	106,404	0	5,790	100,614
(6) 土木	491,430	424,841	17,000	62,860	378,981
(7) 公営住宅	717,213	882,761	224,000	25,310	1,081,451
(8) 消防	122,700	168,668	7,700	11,781	164,587
(9) 教育	940,313	909,469	1,300	55,307	855,462
(10) 辺地	1,734,471	1,818,873	261,200	238,350	1,841,723
(11) 過疎	6,368,048	6,630,074	1,055,700	776,048	6,909,726
(12) 合併特例	9,089,722	8,202,776	0	911,992	7,290,784
2. 災害復旧債	529,708	663,538	38,800	54,165	648,173
(1) 補助	258,079	272,502	22,800	26,595	268,707
(2) 単独	271,629	391,036	16,000	27,570	379,466
3. その他	6,414,298	6,331,128	348,000	501,329	6,177,799
(1) 臨時財政対策債	6,414,298	6,296,104	348,000	501,329	6,142,775
(2) 減収補填債	0	35,024	0	0	35,024
(3) 臨時税収 補填債	0	0	0	0	0
合 計	27,756,810	27,241,984	2,000,100	2,824,712	26,417,372

令和3年度

壱岐市水道事業会計補正予算書

(第1号)

壱 岐 市

議案第39号

令和3年度壱岐市水道事業会計補正予算（第1号）

第1条 令和3年度壱岐市水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和3年度壱岐市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 水道事業費用	807,810千円	2,611千円	810,421千円
第1項 営業費用	755,961千円	2,611千円	758,572千円

第3条 予算第4条本文括弧書中「不足する額230,985千円は当年度分消費税資本的収支調整額14,113千円、過年度分損益勘定留保資金117,399千円、当年度分損益勘定留保資金99,473千円」を「不足する額231,485千円は当年度分消費税資本的収支調整額14,613千円、過年度分損益勘定留保資金117,399千円、当年度分損益勘定留保資金99,473千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的収入	142,318千円	5,000千円	147,318千円
第2項 負担金	13,000千円	5,000千円	18,000千円

支 出	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的支出	373,303千円	5,500千円	378,803千円
第1項 建設改良費	158,780千円	5,500千円	164,280千円

第4条 予算第6条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費を次のように改める。

	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	57,962千円	738千円	58,700千円

令和3年6月7日提出

壱岐市長 白 川 博 一

補正予算（第1号）に関する説明書

令和3年度 壱岐市水道事業会計予算実施計画（補正第1号）

収益的支出

支 出

（単位：千円）

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 水道事業費用			807,810	2,611	810,421
	1 営業費用		755,961	2,611	758,572
		3 総係費	75,373	2,611	77,984

資本的收入及び支出

収 入

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 資本的收入			142,318	5,000	147,318
	2 工事負担金		13,000	5,000	18,000
		1 工事負担金	13,000	5,000	18,000

支 出

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 資本的支出			373,303	5,500	378,803
	1 建設改良費		158,780	5,500	164,280
		1 水道施設建設改良費	158,780	5,500	164,280

給 与 費 明 細 書

水道事業会計

1. 総括

(単位：千円)

区 分	職員数	給 与 費				法定福利費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	9	0	30,878	18,068	48,946	9,754	58,700	
補正前	9	0	30,878	17,330	48,208	9,754	57,962	
比 較	0	0	0	738	738	0	738	

(単位：千円)

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当	住居手当	通勤手当	時間外 勤務手当	期末手当	勤勉手当	児童手当	職員手当 合計
	補正後	1,374	0	451	4,360	7,137	4,096	650	18,068
	補正前	636	0	451	4,360	7,137	4,096	650	17,330
	比 較	738	0	0	0	0	0	0	738

区 分	増減額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考
職員手当 の内訳	738	その他の増減分	738	職員の異動等に伴う分 扶養手当	738

令和3年度 壱岐市水道事業予定貸借対照表

(令和4年3月31日)

	資 産 の 部		円	円
	円	円		
1 固定資産				
(1) 有形固定資産				
イ 土地		65,929,810		
ロ 建物	184,587,902			
減価償却累計額	<u>49,188,644</u>	135,399,258		
ハ 構築物	8,433,683,977			
減価償却累計額	<u>2,538,373,352</u>	5,895,310,625		
ニ 機械及び装置	1,562,480,608			
減価償却累計額	<u>744,427,949</u>	818,052,659		
ホ 車輛及び運搬具	22,160,000			
減価償却累計額	<u>8,886,000</u>	13,274,000		
ヘ 工具器具及び備品	9,172,295			
減価償却累計額	<u>8,692,179</u>	480,116		
ト 建設仮勘定		<u>276,247,000</u>		
有形固定資産合計			7,204,693,468	
(2) 無形固定資産				
イ ソフトウェア		<u>0</u>		
無形固定資産合計			<u>0</u>	
固定資産合計				7,204,693,468
2 流動資産				
(1) 現金預金			1,012,725,255	
(2) 未収金		100,743,430		
イ 貸倒引当金		60,878,315	39,865,115	
(3) 貯蔵品			<u>590,350</u>	
流動資産合計				<u>1,053,180,720</u>
資産合計				<u><u>8,257,874,188</u></u>

負 債 の 部

	円	円	円
3 固定負債			
(1) 企業債	1,919,232,104		
(2) 引当金			
イ 修繕引当金	<u>0</u>		
固定負債合計			1,919,232,104
4 流動負債			
(1) 企業債	213,782,929		
(2) 未払金	19,906,630		
(3) 引当金	40,318,578		
イ 賞与引当金	4,528,578		
ロ 修繕引当金	35,790,000		
(4) その他流動負債	<u>234,713</u>		
流動負債合計			<u>274,242,850</u>
5 繰延収益			
(1) 長期前受金	4,538,933,018		
(2) 長期前受金収益化累計額	△ 1,142,251,029		
繰延収益合計			3,396,681,989
負債合計			<u>5,590,156,943</u>
	資 本 の 部		
6 資本金			
(1) 資本金	2,180,203,398		
資本金合計			2,180,203,398
7 剰余金			
(1) 資本剰余金			
イ 工事負担金	9,302,088		
ロ 他会計負担金	13,062,456		
ハ 受贈財産評価額	11,124,887		
ニ 補助金	<u>11,605,249</u>		
資本剰余金合計		45,094,680	
(2) 利益剰余金			
イ 減債積立金	146,766,899		
ロ 利益積立金	145,091,656		
ハ 建設改良積立金	206,563,786		
ニ 当年度未処理欠損金	<u>56,003,174</u>		
利益剰余金合計		<u>442,419,167</u>	
剰余金合計			<u>487,513,847</u>
資本合計			<u>2,667,717,245</u>
負債資本合計			<u>8,257,874,188</u>

令和3年度 壱岐市水道事業会計予算実施計画明細書（補正第1号）

収益の支出

支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	合 計
1 水道事業 費 用			807,810	2,611	810,421
	1 営業費用		755,961	2,611	758,572
		3 総 係 費	75,373	2,611	77,984

(単位：千円)

節		金額	説明	
区分				
2手当		738	0001扶養手当	738
15負担金		1,873	0009その他負担金	1,873

資本的收入及び支出

収 入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	合 計
1 資本的 収 入			142,318	5,000	147,318
	2 工事負担金		13,000	5,000	18,000
		1 工事負担金	13,000	5,000	18,000

支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	合 計
1 資本的 支 出			373,303	5,500	378,803
	1 建設改良費		158,780	5,500	164,280
		1 水道施設 建設改良費	158,780	5,500	164,280

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 工事負担金	5,000	0004道路工事等に伴う配管布設替え 5,000

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 工事請負費	5,500	0002給配水管布設工事費 5,500